

議案第 37 号野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。自らの報酬に関する引上げについて恐縮ではございますが、反対の御意見がありますので、賛成の討論をいたします。

議員のなり手不足に関して、過去の市議会議員選挙におきましても、野田市は定数を下回る候補者数ではありません。しかし、今回の引上げが、多くの市民の声やまちの在り方について議論し、より広い知見から議会の活性化を目指す一助となればと考えます。

今回の引上げ額について、市はその金額の根拠を示す必要があり、近隣の自治体や類似団体を参考にされました。幾らが適正かの判断は難しかったと思います。地方議会といっても、様々な違いがあります。政務活動費やその使い方等、様々な規則の違いもあり、単純に比較できないことも少なくありません。また、議員報酬額は平成 9 年から 28 年間変わりませんでした。加えて、議員数に関しては、平成 15 年の合併時で野田市議会 32 人、関宿町議会 20 人、合算した議員の数は 52 人でした。その後 32 人に定数削減を行い、現在の定数 28 人となりました。

また、議員年金は平成 23 年 6 月 1 日をもって廃止となりました。この議員年金については、特権との考えから廃止すべきと賛同してきました。そのほかに、地方議員は公人として個人の情報が公開されており、そのことに伴うリスクの回避も昨今必要になっています。このような流れの中で、他市との比較により人口割りで考えた際に、報酬額が野田市より低いところもあります。

今回の引上げ額については他市を参考にされましたが、それぞれの議会が地方自治の中で議会ごとに判断していくことが望ましいと考え、この条例の改正に賛成いたします。